

18 バリアフリー条例と手引き書

— 公益的施設のバリアフリー化 —

1 バリアフリー条例

本県では、平成9年度を「バリアフリー元年」と定め、バリアフリー条例を制定し、公益的施設のバリアフリー化を推進してきた。具体的には、多数の者が利用する病院、ホテル・旅館やスーパーマーケットなどの建築物等を公益的施設と位置付け、一定規模以上のものについては、建築時に届出を義務付け、必要に応じ指導している。

また、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（＝ハートビル法）により、地方公共団体の条例で建築物のバリアフリー化義務付けに関する制限の付加が可能となったので、バリアフリー条例を改正し、より一層のバリアフリー化の推進を図った。（平成16年4月施行）

- (1) 義務付け対象用途に、学校を追加する。
- (2) 義務付け対象を2,000㎡から1,000㎡（工事部分）に引き下げる。
- (3) バリアフリー基準に、雪対策として出入口の屋根ひさしの設置を追加する。

▲ バリアフリー条例の改正内容

2 手引き書の充実

バリアフリー条例の改正に併せ、従来の施設整備マニュアルの全面改訂を行った。今回の改訂では、より理解しやすくなるよう、特に以下の点について、充実を図った。

- (1) 動作特性：特にトイレ、浴室等の水回り環境では、障害の種類によって動作が複雑に展開されるため、それぞれの動作を体系的にまとめ、コマ撮り写真によって具体的に表現した。
- (2) 設計の配慮事項：施工事例の図面と写真を掲載し、配慮事項一覧表によって解説した。

